広報よいち及び余市町ホームページ広告掲載募集要領〔令和５年度〕

この要領は、広報よいち及び余市町ホームページ（以下「広報誌等」という。）への広告掲載募集に関し必要な事項を定めるものとする。

１．広告を掲載する媒体

（1）　広報よいち

発　　行	月1回（毎月１日）
発 行 部 数	８，１００部
紙　　面	Ａ４判
刷　り　数	墨色１色刷り

（2）　余市町ホームページ

月平均ホームページアクセス数　約１００，０００件（令和４年度平均）

２．広告の掲載基準

「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」による。

３．広告の掲載位置、仕様、掲載料

（1）　広告の掲載位置

①広報よいちに掲載する広告の位置は、町が指定する箇所とする。

②余市町ホームページに掲載する広告の位置は、トップページで町が指定する箇所とする。

（2）　広告の仕様及び掲載料

①広報よいち

イ　広告の枠数は、１０枠以内とする。（1 枠換算の場合）

ロ　広告の印刷は、墨色１色刷りとし、広告のサイズ及び掲載料（町が指定する広告代理店（以下「広告代理店」という。）が広告掲載希望者から受ける額の上限とする。）は、次のとおりとする。

サイズ		１か月当たり （消費税及び地方消費税相当額を含む。）
1枠	縦4．９０ｃｍ×横１７．１５ｃｍ	２５，０００円
半枠	縦4．９０ｃｍ×横　８．５０ｃｍ	１２，５００円

②余市町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、広告の枠数、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

イ　広告の枠数は、８枠以内とする。

ロ　広告の規格及び掲載料（広告代理店が広告掲載希望者から受ける額の上限とする。）は、次のとおりとする。

	バナー広告
規格（1枠）	サイズ　横２００ピクセル×縦８０ピクセル
	容量　１０．０KB以内
	形式　ＧＩＦ・ＪＰＥＧ
掲載料（1枠1か月当たり）	３，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

③広告デザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

４．バナー広告の禁止表現

余市町ホームページでは次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため認めない。

①　「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

②アラートマーク

③ラジオボタン

④テキストボックス（入力できるような誤解を与えるもの）

⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）

⑥ＧＩＦアニメーション

⑦前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは与えるおそれのある表現

５．広告の掲載期間

（1）　広報誌等に広告を掲載する期間は、１か月単位で連続１２か月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

（2）　広報よいちへの広告掲載期間中に、休刊した場合は、その休刊期間に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、当該月数分につき広告の掲載料を月割り計算により減額することができる。

６．申込み方法

（1）　広告代理店は、広告を掲載しようとするときには広告掲載申込書（第１号様式）に必要事項を記載し掲載しようとする広告を、紙のほか町の指定するデジタルデータを見本として添付し、町長に提出しなければならない。

（2）　申込書の提出方法は、余市町役場総合政策部政策推進課へ持参する。

（3）　申込期間は、令和５年４月１日以降、随時とする。

７．掲載の決定

（1）　町長は、前項の規定により申込みがあったときは、余市町広告掲載等実施要綱第７条の規定により決定する。

（2）　広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（第２号様式）により、広告代理店に通知する。

（3）　広告を掲載できないと決定したときは、広告掲載決定通知書（第２号様式）により広告代理店に通知する。

８．広告掲載料の納入

広告代理店は、町長が指定する期日までに、町長が発行した納入通知書により広告掲載料を支払うものとする。

９．広告代理店の責務

（1）　広告代理店は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責務を負うものとする。

（2）　広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任と負担により解決しなければならない。

（3）　広告代理店は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

１０．広告の取消し

町長は、次のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

（1）　広告掲載等取下・中止届出書（第８号様式）により、町長が指定する期日までに正当な理由により広告掲載取下げの申し出があったとき。

（2）　余市町広告掲載等実施要綱第１７条第１項各号のいずれかに該当するとき。

１１．その他

この要領に定めのない事項については、「余市町広告掲載等実施要綱」及び「余市町広告掲載等取扱基準」によるものとする。